

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年3月22日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 藤川 克己
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	050-4561-2573
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1. 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年2月13日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下、「原届出書」といいます。）の記載事項の一部に訂正を行うため、本訂正届出書を提出するものであります。
信託終了（繰上償還）の決定に伴う訂正を行います。

2. 【訂正事項】

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

2024年2月14日から2024年8月13日まで

ただし、申込受付不可日 にあたる場合は、お申込みできません。

ロンドン、ルクセンブルクの銀行休業日およびニューヨーク証券取引所の休業日あるいは
米国証券業金融市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

* ファンドは、繰上償還が決定した場合、申込期間は2024年3月22日までとし、2024年5月13
日に信託を終了する予定です。詳細につきましては、後記「(12)その他 信託終了（繰
上償還）予定のお知らせ」をご確認ください。

<訂正後>

2024年2月14日から2024年3月22日までとします。

ファンドは、2024年5月13日をもって信託終了することになりました。詳細につきましては
は、後記「(12)その他 信託終了（繰上償還）について」をご確認ください。

(12)【その他】

<訂正前>

～（略）

信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加的記載事項

「アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド」（愛称：リソナオールスター） 信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

追加型証券投資信託「アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド」（愛称：リソナオールスター）（以下、「ファンド」といいます。）について、純資産総額の減少等に伴い、信託約款に定められた運用の基本方針に則った運用の継続が困難となりつつある状況を鑑み、信託契約を解約することが受益者の皆さまの利益に資すると判断し、2024年5月13日付で信託終了（繰上償還）を予定しておりますことをごお知らせいたします。

なお、法令に基づき、2024年2月15日時点の受益者（2024年2月14日以降の取得申込および2024年2月13日以前の解約申込の受益者は対象外となります。）を対象に、以下の日程で信託終了（繰上償還）に対する異議申立ての受付を行います。異議申立ての受益権の合計口数が、2024年2月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えなかった場合には、予定通り2024年5月13日に信託終了（繰上償還）いたします。

当該異議申立の結果（繰上償還の可否）につきましては、2024年3月18日に弊社ホームページ（<https://www.amundi.co.jp>）にてお知らせいたします。

■信託終了（繰上償還）にかかる手続きの日程

- | | | |
|---------|-----------------------|--------------|
| ①法定公告日 | 2024年2月15日 | 日本経済新聞の朝刊に掲載 |
| ②異議申立期間 | 2024年2月15日～2024年3月15日 | |
| ③償還日 | 2024年5月13日 | |

■留意事項

ファンドの繰上償還が決定された場合は、購入の申込期間および信託期間が以下の通り変更されます。

購入の申込期間	2024年2月14日から <u>2024年3月22日</u> までとします。
信託期間	<u>2024年5月13日</u> までとします。（設定日：2006年12月22日）

■この件についてのお問合せ先

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン
電話 050-4561-2500（委託会社の営業日の9:00～17:00）

ファンドへのご投資にあたりましては、上記の事情を十分ご認識のうえ、ご判断いただきますようお願い申し上げます。

<訂正後>

～（略）

信託終了（繰上償還）について

ファンドの信託終了（繰上償還）につき、2024年2月15日現在のファンドの受益者からの異議申立の受付を行い、2024年3月15日をもって当該受付を終了致しました。その結果、本繰上償還に異議を申し立てた受益者の受益権の合計口数は、2024年2月15日現在の受益権総口数の2分の1を超えませんでしたので、予定どおりファンドの信託終了日を繰り上げ、2024年5月13日付で繰上償還いたします。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は2006年12月22日から無期限とします。ただし、後記「(5) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

ファンドは、繰上償還が決定した場合、信託期間を2024年5月13日までとします。

<訂正後>

ファンドの信託期間は2006年12月22日から2024年5月13日までとします。